

相続手続き

～ 債務の継承 ～

Q. 父が今年の3月に亡くなりました。父は祖父の相続税について延納(分割払)を選択しており、まだ税額の残額があります。また、父の所有する貸家の建築に際して金融機関から借り入れた借入金もあります。その貸家とその敷地にはその金融機関の根抵当権が設定されています。借入金の承継についてアドバイスをお願いします。



A. ご祖父様の相続税の納税額がまだ残っておられるとのことですね。国税の納税義務は国税通則法によると、法定相続人にその法定相続分が承継されます(共同相続人の納付義務の承継)。

また、借入債務について、最高裁では昭和34年6月19日に「債務者が死亡し、相続人が数人ある場合、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解すべき」としており、共同相続人が法定相続分に応じて分割承継することになります。相続人間の遺産分割協議で1人に帰属させることは、免責的債務引受契約となりますが、これは金融機関の承諾がなければ無効となります。

なお、不動産の賃貸がされている場合、確定申告の際には、収入を生む資産を所有している人の収入金額からのみ、これに対応する借入金の支払利息が必要経費となりますので、相続財産として不動産が共有で分割される場合には、その承継した資産に対応する借入金部分の支払利息のみが、

その相続人の確定申告の際の必要経費となります。例えば、収入を生む不動産を相続人A、Bで2分の1ずつ取得し、これに対応する借入金をAのみが承継した場合には、確定申告でAが必要経費に算入できる支払利息は、2分の1のみとなります。

また、根抵当が設定されている場合に、根抵当の債務者兼担保提供者が死亡し、債務者としての地位を根抵当権者と相続人との間の合意により特定の相続人が承継することとなった場合、相続の開始があった日の翌日から6ヶ月以内に名義変更と、根抵当権の債務者変更手続きが必要です。これが行われない場合には、借入枠のある根抵当でなく、単純債務額の抵当として相続発生時の時点で確定します。新たに根抵当を設定する場合には、登録免許税が新規に発生しますので注意が必要です。

よくご検討のうえご判断ください。

(参考文献: 山本和義著「相続税の申告実務の進め方」)



●お問合せ先

相続手続き支援センター神奈川

クワンハ ム ヨ オ
フリーダイヤル 0120-978-640